

スペイン第2共和政と植民地モロッコ (下)

深澤 安博

はじめに

- I. 共和政の改革と植民地モロッコ——「改革の2年間」——(以上前号)
 - II. 「原住民」の反応と民族主義の挑戦 (以下本号)
 - III. 「改革後退と反動の2年間」とモロッコ
 - IV. 人民戦線政府と植民地モロッコ
- おわりに

II. 「原住民」の反応と民族主義の挑戦

保護国家の政体転換を保護領の原住民はどのように受けとめたか。本節ではスペイン領全域の軍人の行政監察局を統括していた行政監察およびハリーフア軍監督局 *Inspección General de Intervención y Tropas Jalifianas* (IGITJ) 27年からこの組織は *Inspección General de Intervención y Fuerzas Jalifianas* (IGIFJ) に再編・改称されたが、旧称もよく用いられた) が各部族の行政監察官からの報告をまとめてメトロポリの保護領担当部局 (総理府の下) のモロッコ・植民地総局) に送っていた「諸部族の概況」『*Situación General de las Kabilas*』(以下、「概況」。以前は月報だったが、共和政期には3か月分の報告がほとんど) を主に用いて、この課題に迫りたい。モロッコでは原住民当局も参加して全行政監察局で共和政樹立の行事がおこなわれ、そこで行政監察官が原住民当局者に部族の原住民に共和政樹立について説明するよう要請したので、メトロポリの政体転換は原住民にもよく知られていた。アブドゥルカリームの部族バヌワリャガールでは、スペイン植民地当局では文民が軍にとって代わる、政治囚が解放される、「頭目」(アブドゥルカリーム) も釈放される、さらにはアブドゥルカリームがハリーフアに任命される、以上の「噂」が広まったようだ。「政治的不在者」(リーフ戦争後の迫害から逃れるために山間部、都市部あるいはタンジャヤやフランス領などに逃亡した抵抗者) が姿を現したことからすると、以上のような期待が語られても不思議ではなかっただろう(「概況」31年4-5月)。最も動揺したのは原住民当局と原住民部隊の原住民士官たち、さらにスペイン支持派の原住民だった——「共和政の樹立は、我々を最も支持していた原住民たち、我々を支持したことで最も出世した原住民たちを不安にさせた」(同)。モロッコ放

棄の主張が現れたこともすぐに現地に広まり、上と同様の不安を生じさせた。しかし「この噂が嘘であることが少しづつわかると、原住民たちは安堵の念を示した」（同31年7-8-9月）。さらに文民体制への転換の方針も同様だった（同31年10-11-12月、32年10-11-12月）。リーフ戦争中ないしその後スペイン植民地当局を支持したり植民地当局に取り入ることによって地位と金銭を得ていたこれらのスペイン派原住民は、共和政の樹立によって自分たちが一掃されることを恐れたのである。しかしこの恐れは無用だったようだ。部族地域では平定期以来の軍アフリカ派とそれを支持する原住民当局者たちによる統治が存続したのである（「概況」では原住民当局者の「不安」が誇張されているだろうことにも注意する必要がある）。¹

故地から遠く離されてレユニオン島に幽閉されていたアブドゥルカリームもメトロポリの政体転換の知らせに喜んだようだ。以前に自身の回想記を編集・出版したフランス人ジャーナリストに宛てた31年8月の手紙でアブドゥルカリームは伝えた——フランス紙でスペインの「政治的大転換」を知った、「革命は予期されたことだった」、共和政が強固となることまたこれが「スペイン人民にとっての進歩と平和の時代の始まり」となることを望む、「もし現在の政府が数年前に権力を握っていたなら、我々との対立は不要だっただろう」し、我々はスペインと協力しただろう、共和政の政府が我々のことをどのように考えているのかはわからない、新政府の人々が我々のことを理解して「我々の自由をいかようにも妨害しない」ように期待している。自らの独立の要求とそのため政治体を共同植民地国家フランスの力を借りて潰してしまったその王政を4~5年後にひっくり返した新政体にアブドゥルカリームが期待したのは当然である。しかし前節で見たように、この頃に共和政はモロッコ放棄も保護領での軍事行動放棄もしないことにしていた（さらに、アブドゥルカリームの手紙の内容がスペインで公にされたのは33年1月だった）。²

しかしメトロポリの新政体成立は都市部の知識層の民族主義者たちを鼓舞した。フランス領でのベルベル勅令反対運動の高揚を受けて、30年9月にアブデッセラム・ベンヌーナの主導でテトゥワンで民族主義者団 *al-Hai'at al-Waṭāniya* が結成されていた。ベンヌーナはリーフ戦争中にはスペイン植民地当局に協力した人物で、22年にはあまり実態のなかったハリーフア政府の財務相にもなった。民族主義者団にはテトゥワンの名家出身の青年アブドゥルハレク・トレスがただちに加わった。彼らはメトロポリの政体転換を好機と見て、テトゥワンでスペイン領の行政改革要求のための約800人の署名を集めた。前節で見た31年6月に共和政臨時政府首相に要望を提出したのはこの署名を基にした民族主義者団の代表団だったのである。民族主義者団はさらにベンヌーナをハリーフア政府首相に任命するよう新文民高等弁務官ロペス・フェレールに要求した。自領での民族主義運動の激化を恐れたフランス植民地当局の警告を受けたロペス・フェレールは、西仏関係の悪化を気にしてこの要求を拒否した。やはり前節で見たように、ロペス・フェレールは民族主義者団の1要求だった都市部での市町村評議会選挙を実施したが、その結果を見て選出された評議会を解散してしまった。当然ながら民族主義者団はこれに抗議して示威行動を展開した。32年2月、ロペス・フェレール

は外国通信社とのインタビューで「不穏分子が・・・原住民の間で活発な宣伝をして騒動を引き起こそうとしている」ことが心配だと語った。同年4～5月に民族主義者団と高等弁務官の一連の会談がおこなわれた。後者は前者が要求した改革の実施を約した。しかし、とくにフランスの反応を気にした高等弁務官それにメトロポリの政府は実際には民族主義者団の要求を受け入れようとはしなかった。実際にトレスら民族主義者団はベルベル勅令などフランス領の原住民統治政策を激しく批判していた。民族主義者団は新高等弁務官モーレスにも改革要求を提出した（33年7月）。しかし、モーレスもまたこの時期のメトロポリの政府も民族主義者への対応においてそれ以前とほとんど変わるところはなかった。³

しかし32年12月の「バブ・タザの反乱」は都市部ではなく部族地域で起きた。「概況」（32年10-11-12月）や当該部族の行政監察官の報告（32年12月）によると、反乱（企図）の概要は以下である。ゴマラ・シェフシャワン地域（軍管轄地域）のアリアフマス部族のバブ・タザで同部族の原住民（人数不詳）がレグラレス兵とハリーフア軍兵士（どちらも1桁台のようだ）とともにレグラレスとハリーフア軍の武器庫を襲い、武器を奪おうとした。同部族と隣接部族の2カーイド（原住民行政官）の家も攻撃対象とされた。1カーイドから事態の連絡を受けた行政監察官がハリーフア警察隊を現地に動員して対応したので、反乱者たちはそれ以上の行動をやめて逃亡した。非兵士の首謀者の一人は元アブドゥルカリーム派のハルカ（小戦闘集団）の隊長だった。レグラレスとハリーフア軍の兵士に襲撃参加への呼びかけがなされていた。他の首謀者（逮捕）はダルカウイ教団の指導者だった。高等弁務官庁の原住民職員も関わっていた。政府が翌月にこの反乱企図の概要を公表したので、それは内外に広く知られることになった。⁴

事件としては「バブ・タザの反乱」は範囲の狭いものだったと見てよいだろう。しかしこの事件は様々に利用・解釈された。高等弁務官のロペス・フェレールは、この事件には多くの要因が絡んでいるが、「とくに共産主義の宣伝とアラブ・ナショナリズム」が関係していると言明した。「概況」の元の報告の作成者の軍人行政監察官たちはこの事件を機により厳格な原住民統治、とくに部族地域が都市部の影響を受けないようにすることを求めた——「植民地や保護領では反乱行為が始まっただけでも我々をどこに追いやるかわからない。最初の火花はこの[保護領]地帯を燃え上がらせるに至るかもしれぬ松明なのである」、バブ・タザ事件の要因には「邪道の民族主義の傾向」、「[イベリア]半島の社会的騒動」、「スペインの不満分子から受けた影響」の3つがある（「概況」、32年10-11-12月）／農村部は「平穏」である、「都市部から来る政治的キャンペーンと都市部に始まって原住民兵になされる宣伝活動だけが危険なものとなりうる」（同、33年1-2-3月）。同様にTRも厳格な原住民統治を求めた——モロッコについての共和政政府の「無為」はこれ以上続いてはならない、バブ・タザ事件は「教訓的な前触れ」だ（33年1月）。メトロポリでは、まず、首相のアサーニャと政府支持派の新聞は、スペインの王政派が事件の黒幕にいたとの見解を公にした。32年8月のサンフルホ反乱の続きだというわけである。他方、前節で見たように、フランコはこの事件を取り上

げて、民族主義＝共産主義の陰謀論に立って植民地派の再確立を求め、『アフリカ』の方向喪失を戒めた。AFは、フランス領ではこの事件の反響は見られないが、スペイン領での小さな反乱でもそれが自領に影響を与えないように監視しなければならないとした。今でもこの事件の十全な説明はないようだ。上に引用した諸説明のうち「共産主義の宣伝」はまずありえない。ロペス・フェレールの高等弁務官更迭の直接の要因はバブ・タザ事件だったとの見解が存在する（マテオ・ディエステ。他方で、民族主義者団への対応が更迭の要因となったと見る論者（アランダ）もいる）。我々としては、都市部での民族主義運動と部族地域の動向との関連に注目しなければならない。⁵

実際に、バブ・タザ事件後の33年の「概況」には都市部の民族主義運動が部族地域にまで広まることへの警戒の言が目立つ——「原住民は用心深く見張っていることを忘れるべきではない。彼らは独立を回復する機会を、この機会を本気で狙っている。彼らはそれは近いと思っており、他ならぬ我々[スペイン]の政治のあり様がその徴候だと思っている」（1-2-3月）／民族主義者団の指導者が諸部族を訪れた、これは民族主義を農村に広めようとするもので「非常に危険」なものとなるだろう（4-5-6月）／テトゥワンとタンジャからやって来た民族主義者の動きが見られる、バヌワリヤガルではいまだ見られる「アブドゥルカリームの影」を消し去らなければならない（7-8-9月）／民族主義者団の宣伝が農村にまで及んでいる、その新聞が内密に配布されている、名士たちも民族主義支持を表明している（10-11-12月、以上すべてリーフ地域）／「現在の平定状態は状況が原住民に強制したことで生じているだけである」（同、中部ジバーラ地域）。⁶

メトロポリでは当初、保護領原住民の民族主義はたいした問題とはならないとの意見も表明されていた。カバネーリヤスは在モロッコ軍総司令官として赴任する直前の31年6月に新聞記者に語った——モロッコでムスリム組織の宣伝が広まることはないだろう、「[モーロ人の]民族naciónの考え方は部族の範囲を出るものではない」ので。前節で既引用のピータはかなり後でも、民族主義を手なづけることができると見ていた——モロッコの民族主義は重要ではない、「それ故にスペインにとって障害となることはない」、ムスリムの民族主義をうまく導けばよい、それを「適当な範囲に限定するようにしよう」（33年）。ただ、既に平定期からベルベル人を独自の「民族」'raza'として統治することを主張していたTRは共和政期にも「ベルベル政策」の必要性を強調した。これはフランス流の「民族」分断政策に他ならなかったから、現地では以前から民族主義の表出に対して警戒や応戦の姿勢で臨もうとしたと言える。現地のスペイン植民地当局の軍人たちも平定期から原住民の政治的自覚を警戒していたが、バブ・タザ事件後にはその姿勢をより明瞭にメトロポリの統治者に訴えるようになった——「我々がぐらついたり我々が明らかに弱いと見るや、原住民は[我々の]保護を揺さぶるためにあらゆることをするだろう」（「概況」、33年1-2-3月）／「原住民を服従させ続けるためには、我々が弱いと見られるどんなことでも避けなければならない」、我々の「威信」を保つようにすること（同、33年4-5-6月。「威信」保持は他の「概況」にもよく現れる）

／中部ジバーラのある行政監察官が言うには「武力によって得られた服従は[原]住民が心的にも明白に我々を支持するような強固なものにまだなっていない」、「原住民政策は力の誇示に尽きる」（同、33年10-11-12月）。「概況」では、原住民がスペインの支配を「揺さぶ」らないようにする「好都合」な状況ないしやり方として、それこそモロッコへのスペイン軍の侵入以来続けられてきた、部族内また部族間での原住民の抗争の促進・醸成が挙げられている（同、33年1-2-3月）。後の34年の軍管轄地域の『中部ジバーラ報告書』の結論はもっと露骨だった——「原住民は[我々の支配を]我慢しなければならないので我慢しているだけである」、「つまり猛獣[原住民]は今では牙を持たないので噛みつかないかもしれない。しかしその本能を失ったわけではない。その本能は直ちにまた現れる。猛獣はその機会が現れるのを待っているだけである」。共和主義派の高等弁務官モーレスもこれらの軍人の行政監察官を前にしては新たな原住民統治政策を導入することはとてもできなかった。アサーニャ政府の現状維持のモロッコ統治政策の定置またフランスからの圧力によって、モーレスは民族主義者団の要請に対してもあいまいな態度をとり続けたのである。⁷

行政監察官たちはメトロポリまたセウタ、メリーリャそれにタンジャでの騒擾が原住民の政治的自覚を高めていると見た。これは前節でも言及したことである——バブ・タザ事件には「スペインでのいくつかの運動の伝染」もある、タンジャは「我が[保護領]地域の安全を脅かす相次ぐあらゆる政治的キャンペーンの中心」となっている（「概況」、32年10-11-12月）／メリーリャまたスペイン領のスペイン人居住地の「悪い見本」、「その政治的・社会的抗争は原住民の心に大変に有害な影響をもたらしかねない」（リーフ地域）、「セウタのやり方で」原住民がストライキを宣言した（セウタ近隣部族。同、33年1-2-3月）／タンジャ、テトゥワン、セウタで原住民が「我々[スペイン人]の政治的・社会的抗争」を知ることが「我々の事業に有害となっている」、「メトロポリの政治状況の影響」が原住民の不満と結びつくことを避けなければならない（同、33年10-11-12月）／原住民商人をセウタから切り離すのがよい、彼らがスペイン人の組合に誘われて「有害な教育」を受けるので（『中部ジバーラ報告書』）。⁸他方で軍人行政監察官たちは共和政成立以前から、フランス領でのバルベル勅令反対運動が自領に波及してくるのを警戒していた——「境界地域では原住民がフランス領で起きている運動にいくらかの関心を示している」、しかし彼らはまだ反応を示すには至っていない（「概況」、30年8月）／「フランス領を揺るがしている政治的事件」の影響はない、「フランス領の境界地域の諸部族との関係は良好」（同、30年9月）。しかし33年になると「概況」のトーンも変化を見せた——「隣の地域の政治的性格のどのような運動も間違いなく我が境界地域の諸部族に直ちに影響を与えるから、それに備えておくのがよい」（7-8-9月）。この間の32年初頭には、「隣の地域で原住民が受けている扱いと比べさせるのが・・・[自領の原住民に対する]我々の事業の最良の宣伝となる」とされた（32年1-2-3月）。これはフランス領でのやり方を批難して自領での原住民の不満を宥めようとの方策である。⁹

既に見たように、共和政成立直後の31年4～6月に、アブドゥルカリームが釈放される（あ

るいは脱走した)、故地に帰って来るとの噂の広まりが現地で見られた。自らの地に帰りた
いとのアブドゥルカリームの意向は共和政以前から少なくともメトロポリでは知られていた。
30年10月にマドリードの雑誌がフランス植民地官僚からの聞き取りでそれを伝えたのであ
る。共和政期には今なお放ち続けるアブドゥルカリームの威信がメトロポリでもスペイン領
でも様々に表れた(本節の対象時期以降についてもここで述べておく)。33年1-2-3月の「概
況」はリーフ地域での「ドイツ人がアブドゥルカリームをリーフに連れて来る」との噂を知
らせている(ドイツ人の活動については次節で後述)。32年10月にアブドゥルカリームはフ
ランス政府に、フランス領かチュニジアかアルジェリアへの移住を要請した。フランス政府
も、この件の照会を受けたスペインの共和政政府もこれを拒否した。33年1月には、本節で
既引用の31年8月のアブドゥルカリームの手紙がスペインで公にされた。同年9月には、1フ
ランス紙がアブドゥルカリームが逃亡しようとしているとの記事を載せたことについて、ア
ブドゥルカリームはフランス外相宛手紙でそのような意図を持っていないと告げた。34年6
月にアブドゥルカリームはフランス政府に32年と同じ要請をした(今回は移住先としてチュ
ニジアのかわりにフランス本国が入っていた)。今回はフランス紙がアブドゥルカリームの
32年の要請文を公にし、スペイン紙も(*TR*も)それを転載したので、アブドゥルカリーム
の意向が広く知られることになった。民族主義者団は論評した(トレスの名)——この手紙
が本当かどうかはわからない、「ムハンマド・ベン・アブドゥルカリームがこの地[スペイン
領]に帰還するかもしれないことをスペインの新聞が恐れるのは全く奇妙なことだ」、スペ
イン領は「平穏と安定の時代」に入っており誰もが平和を望んでいるからだ(34年8月)。35
年9月にはフランスの新聞がレユニオン島でのアブドゥルカリームとのインタビューを連載
し、そこでもアブドゥルカリームの移住の意思が明らかにされた。アブドゥルカリームの威
信あるいは恐怖はメトロポリの内戦でも大いに利用されるが、それは以上の前段を経てのこ
とだったのである。¹⁰

共和派の一部には一種のスペイン人・モロッコ人融合論を主張するグループがあった。そ
の代表格は国会議員ハエン(急進社会党)だった——ジブラルタル海峡は「政治的境界」で
あってスペインの「地理的境界でも歴史的境界でもありません」、「民族的*étnicamente*、地
理的にそれにあり種々の政治的見方からしてもスペインはアトラス山脈の果てまで広がって
いるのであります」(31年9月、国会での発言)／「我々の偉大な精神的境界」は海峡のもう少
し先にある、「スペインがまずなさねばならないのはモロッコとの和解であります」、「[ス
페인人とモロッコ人の]統合という高い意味合い」で考えることが必要である、フランス領
とは異なりスペイン領では民族主義が「スペインに脅威を生じさせることはいささかも
ないでしょう」、スペインは「モロッコを素晴らしいやり方で変え続けているのでありま
す」(33年1月、同)。このような観点からすると、モロッコの民族主義者たちとスペイン人との交
流が好ましかった。32年6月、スペイン・イスラーム協会 *Asociación Hispano-Islámica* 創立
委員会の声明が公にされた——「本協会の基本目的はスペイン人民と世界の全ての諸国のム

スリムの友人たちとの間に精神と心の力強い潮流を復活させることである。それは新たなスペインが[ムスリム]人民との堅固で持続的な親愛と友好の絆を回復したいと思っていることをヨーロッパに示すためである・・・」。マドリードに設立された協会の会長はラス・パルマス選出の国会議員（連邦共和派）で、副会長には1名のスペイン人とシリア出身のアラブ・イスラーム民族運動の理論家のかのアルスラーンが就任した。事務局と評議会はほぼ同数のスペイン人とモロッコ人で構成された。ベンヌーナとトレスも評議員となった。モロッコ人との融合論あるいはムスリム世界との友好の主張は統治者の一部とくに公教育相フェルナンド・デ・ロス・リオス（PSOE）も支持するものだった。その故もあってベンヌーナは32年10月にマドリードの人民の家で講演した。ベンヌーナはカタルーニャとバスクに民族主義があるならモロッコにも民族主義があることを強調した（これに対する反応は不詳）。同年に共和政政府がマドリードとグラナダにアラブ研究所を設立したのも協会が掲げたのとはほぼ同じ目的によっていた。協会はムスリム諸国・諸地域への輸出拡大を図ろうとした商工業者の利益も反映させようとしたようだ。『アフリカ』は協会の設立を伝えたが、何のコメントもしなかった。とくにAFの反応は冷淡だった。AFは、民族主義者団の結成を示唆しその後も民族主義者団にしばしば助言を与えていたアルスラーンが協会指導部に入ったことをとくに警戒した。AFはまた、アルスラーンがドイツ諜報機関と通じていると見ていた（これは本当だろう）。¹¹

III. 「改革後退と反動の2年間」とモロッコ

(1) 33年12月のレルー政府成立に始まった「改革後退と反動の2年間」にはモロッコ統治においてもいくつかの後退が見られた。

34年1月、高等弁務官モーレスの辞任が承認された時、『アフリカ』は評した——「[メトロポリの]政治が彼を[モロッコに]連れて来て、また政治が彼を連れ去ったのだ」。翌2月のリコ・アベリョ（共和政初期には共和政奉仕団にいたが、この時期には急進党に近づいて、レルー政府の内相になっていた）の高等弁務官任命は同月のカパスの高等弁務官庁原住民部長への2年8か月ぶりの復帰と一体のものだった。原住民政策の実権はカパスが握った。代表的なアフリカ派軍人のガルシア・フィゲラスは『アフリカ』でこれを歓迎した——スペインのモロッコでの行動は「喜ばしい転換」をすることになった、共和政成立の頃にモロッコでの我々の状況は良かったが、「政治的党派主義の誤った浅薄きわまる考え方」によってそれがうまくいかなかったのだ。ガルシア・フィゲラスは1年前のフランコの戒め（前節（3））によようやく応える時が来たと見たのだろう。この後『アフリカ』はしばしば高等弁務官の政策への支持を表明した。¹²

この期には、まず、文民管轄地域と軍管轄地域の区分が廃止された。容易に推測されるよ

うに、部族地域の行政監察官はほぼ軍人となった。次に、スペイン領高等弁務官の権限が強化された。その管轄範囲はセウタやメリーリャなどのスペイン領土にも及び、本節(2)で後述のようにイフニが占領されると、イフニ、サハラも含むことになった。さらに、メトロポリのモロッコ政策担当部局のモロッコ・植民地総局が廃止された。モロッコ統治政策は高等弁務官庁原住民部つまりカパスを軸とした現地の軍人たちの強力な指導のもとに遂行されることになった(前節で既述のIGIFJも原住民部の管轄となった)。PSOEは高等弁務官の管轄権がセウタとメリーリャにも及ぶことになったことに国会の場も含めてしばしば抗議した。それはとくに両地の労働・社会運動が高等弁務官の直接の干渉に晒されるからだった。さらに、植民地当局は原住民社会への関与・介入をより強めようとした。原住民の同属集団の会合 *jama'a* に行政監察官が出席し、この会合の書記をハリーファ政府が任命するようにした。また共同地を規制し、土地の私有化を進めて同属集団の機能を減じようとした(この方策による収入の20%はハリーファ政府の、50%は事実上フランスとスペインの両政府が管理するモロッコ国営銀行のものとなった)。¹³

高等弁務官の意向を強く反映した『アフリカ新報』*Gaceta de Africa*(テトウワン)は35年1月に「マグレブにおけるスペインの文明化事業の現在」を集成する特集号を組んだ。そこで高等弁務官庁事務局長は述べた——「同化主義的で[原住民に対する]専横的な政策を唱導するような人たちは・・・大きな間違いを犯している。その全くの失敗は既に世界全体で明らかである」。同年の『アフリカ』もあらためて同趣旨の主張をした——スペインのモロッコでの植民地政策は「同化や併合や征服のどのような企てとも異なるもの」である。本稿の筆者は平定期について論じた前稿で、これを原住民に植民地支配あるいは被支配の実態を可能な限り可視化また自覚化させない一種の旧慣温存政策である、しかし実際にはスペイン植民地当局は原住民当局を操って自らの企てを貫こうとしたと結論づけた。共和政期にもこの原住民統治政策が踏襲されたと言ってよい。実際に32年のカパスらの行政監察官向けの講義が35年には原住民部の公式の行政監察官への指導書となった。そこでは「命令を出すのがカーイドであっても、屏風の裏には行政監察官がいるのだ」とはっきり書かれていた。ただ上述のようにこの期にはメトロポリの利益のために原住民社会により深く介入する方向が打ち出されたので、植民地支配の実態(「併合」や「征服」)がよりはっきりと見られるようになったと言える。さらに、34年6月の国会答弁で陸相は「我々はある民族 *raza* [モロッコ人]を文明化しようとしているのです。我々はある民族をヨーロッパ文化に引きつけようとしているのです」と言ってしまった。つまり「同化」も見え隠れしていたのである。¹⁴

この時期に(も)モロッコの統治者たちは民族主義の危険はないとしばしば言明した。その3例を挙げる。まず34年1月のTRのモロッコ・植民地総局長へのインタビュー——記者:原住民が平定の利益にもっと触れれば「民族主義はどこかに行ってしまうのでしょうかね」、総局長:「その通りです」、都市部を除いては「スペイン領モロッコでは民族主義はほとんど見られません」。次に同年2月の新高等弁務官リコ・アベリヨの赴任時の声明——「テトウ

ワンには若い知識人の民族主義グループがおります。しかし彼らの現在の志向は危険なものではありません。彼らは私と連絡を取っていますし、私への支持を表明しています。彼らの抗議はほとんどの場合に正当な不満以上のものではありませんし、その民族主義はけっしてスペインに対して向けられたものではありません」。さらに同年8月にもリコ・アベリヨは新聞にこれとほぼ同じことを言明した——「私はモロッコの民族主義はスペインへの親愛に基づいていると思います。・・・この運動がそんなに力を持つことはないと思います」。最後者はとくに耳目を引いた。¹⁵

しかし現地の行政監察官たちがそのような楽観で現地の住民を見ていなかったことを既に前節で見た（「猛獣」の比喻に典型）。この期にはカパスの下の原住民部が原住民とくに民族主義者の監視を強めた。34年7月末から原住民部は日報の部内報告書を作成してとくに民族主義者の動向を追った（少なくとも同年9月中葉まで作成）。以下、この報告書を主な情報源として現地の動向を見てみよう——7月上旬、テトゥワンでのマウリドの際の歌唱に「保護国のくびぎ」を打破する意味の詞があったことから、かなりの逮捕者が出た／7月中旬、ララーシュ（ララーシェ）で「祖国万歳」と叫んだ2人を含め計6人の民族主義者が逮捕された（後に釈放）／同、タンジャから追放されてスペイン領に来たアルジェリア人、チュニジア人、エジプト人の民族主義者の追放／7月下旬、ララーシュでのトレスの講演会（スペインと協力しているとの自らへの非難は遺憾と発言）／同および8月上旬、フランス領の民族主義者との会合（9月上旬にも）／8月中旬、民族主義者の息子がパレスチナでアルスラーンと会見／同、トレスは民族主義者たちから「[モロッコ]民族主義の長」と称されている／同、民族主義者団の指導者がフランス領に行ったが、当局に関知されて追放された／同、シェフシャワンでのトレスの講演会（自らの教育を向上させなければ「いつも他者によって統治されなければならないだろう」と発言）／8月下旬、トレスが会長のモロッコ学生協会が部族地域に旅行、行政監察官が同行して監視したので現地の人々との会合はなかった。報告書の中で他に注目すべきことはムスリム住民とユダヤ系住民の衝突である（8月にテトゥワンで、9月にシェフシャワンで）。これは「改革の2年間」の統治者たちが採ったユダヤ系住民の優遇策（スペイン国籍付与方針など）への反発でもあった。¹⁶

このような状況を見てカパス指導の原住民部は一策をひねり出した。トレスのハリーファ政府への取り込みである。トレスは上に見た新高等弁務官の姿勢を歓迎し、あるいは利用した。34年3月にトレスは最初の民族主義の週刊紙『ハヤート』（生命）*Al-Hayāt* を創刊した（それを許可された。フランス植民地当局のメモによると『ハヤート』の流通部数は9千～1万3千に達した）。翌月には反帝国主義・反ファシズム連盟に加入した。同月にはまた、メトロポリの政府に以前とほぼ同内容の改革要求書を提出した。このような戦闘的姿勢を見せ始めたトレスに原住民部はハリーファ政府ハブー管理相のポストをもちかけたのである。トレスは民族改革党創立の承認を条件としてこれを受け入れた（34年10月）。しかし植民地当局は民族改革党創立によって部族地域にまで民族主義を広げようとのトレスの意図を察知し、そ

れを認めなかった。それ故にカパスを非難し始めた『ハヤート』には何回かの料料が課された。トレスはフランス領の民族主義者が提出した「改革プラン」の支持も表明した。結局『ハヤート』は発禁となり（35年8月）、トレスはこれに抗議して同年9月にハブー管理相を辞任した。この後もトレスはメトロポリの政府へのあらためての要求書提出（35年11月）、フリーメーソンへの加入、メトロポリの左派共和派やPSOEとのコンタクトなど積極的な姿勢をとり続けた。原住民部の意図とその結果についてガルシーア・フィゲラースは語る——トレスをハリーフア政府に入れて「責任の観念」を教え込む、同時に「[民族主義者としての]威信を傷つけて、トレスを政治的にほうむる」、また「都市部では民族主義に若干の自由を与え、そのかわり農村部には行かせない」ようにする、しかしトレスは「保護領におけるスペインの活動を攻撃する」という「政治的旗」も掲げるようになって「その行動は許容されえない」までになった。本節（3）で後述するように、この頃に一時在モロッコ軍総司令官だったフランコは民族主義者の取り込み政策に反対していた。かくしてトレスの辞任を見届けてから、取り込み政策の失敗の責任をとって（とらされて）カパスは原住民部長を辞任した（35年11月）。後のメトロポリの内戦での反乱派による民族主義者取り込み戦略を知っている我々はその前例をここに見ることができる。¹⁷

政権から退くとPSOEの公的姿勢も旋回を見せた。この時期に『エル・ソシャリスタ』でモロッコ政策について論陣を張ったのはバライバルだった。34年1月にバライバルは共和政はモロッコについての「自らの方針を全く欠いている」と難じた。同年9月の連続論説ではPSOEの原則的立場を露にした——共和政は原住民に希望を抱かせた、しかし「この第1段階は完全に失われた」、王政も左派や中間派や右派の共和派もモロッコに希望を与えられなかった、極右派もファシストもカトリックも民族主義だけでなく「ほんのわずかな自治」に対しても敵対的である、全ての希望が失せた後では「社会主義が我がスペインにおいて完全に勝利する」という期待しかない、実際に我々こそ「当面実行可能な具体的計画と自由と人間的友愛の道への限りない地平」をモロッコ人に示せるのだ。さらにバライバルはベンヌーナとトレスの講演内容を紹介し、彼らの主張はPSOEの方針と「完全に一致する」として民族主義者との連帯を訴えた。第1節（3）で引用した34年6月の国会でのビダルテの発言でもモロッコ民族主義に対する好意的姿勢が見られた——モロッコの民族主義は暴動を起こすようなものではなく「独立を回復する日のためにこれら[モロッコ]の人々を文化的に準備するようなモロッコ人を育てるもの」になっている、民族主義の迫害をもうやめるべきだ、「モロッコの民族主義は今日幸いにもうまく導かれているのです」、「我々のかの地での使命は一時的なものです」、全てのスペイン人は「モロッコ人がその独立を回復する」ようにしなければならない、PSOEは常に「モロッコ放棄」をその政綱に入れてきた。第1節で見たように、共和政期のPSOEがその政綱に常に「モロッコ放棄」を掲げたかどうかは疑わしい。この日の発言でもビダルテは、モロッコは「平定され・・・、我々の保護の事業をさらにうまく進めることができる」と前置きしていたのである（第1節（3）で既引用）。とはいえ、

下野したこともあり、PSOEはメトロポリの側から保護領の民族主義への接近を進めようとしたと解することができる。¹⁸

この期にはナチス政府とファシスト政府のスペイン領やタンジャでの行動が活発化した。リーフ地域について「概況」は伝える——多くのドイツ人が来ている、彼らの来訪と同じくして、ヨーロッパ戦争が起きたら「仏西の支配から脱するためにドイツがモロッコ人を援助する」との宣伝がなされている（33年1-2-3月。この後に前節で見た「ドイツ人がアブドゥルカリームをリーフに連れて来る」との噂が書かれている）／民族主義者の宣伝とともに親独の宣伝が目立っている（同4-5-6月）／民族主義者は親独の宣伝者ともみなされている（同7-8-9月）。以上のドイツ工作員の動きにはアルスラーンが絡んでいたと推測される。33年7月にはタンジャでムスリム住民とユダヤ系住民の衝突が起きたが、これにもドイツ人（逮捕された）が関わっていた。以上のことは「改革後退と反動の2年間」の諸政府がナチス政府との協力をすすめたことのスペイン領での表れでもあった。メトロポリではとくに『エル・ソシャリスタ』がこれらの動きを伝えて警告した——モロッコは「諜報員と防諜員の巢窟」となっている、イタリアのファシストたちはタンジャの副領事を核としてスペイン領で暗躍している、ララーシュではドイツの副領事が動いている、テトゥワンではスペインの官吏や軍人に王政派やファシストがいる、「モロッコがスペインの王政のアキレス腱と言ってよいものだったとすれば、かの地は共和政のアキレス腱ともなるのにいつでも十分な土壌なのだ」（33年12月）／在モロッコ軍の指導部は「ファシズムに浸食されている」（34年3月）。AFもスペイン領でのドイツの脅威を書き立て、スペインが対応策を採るようしばしば警告した。しかし国会ではスペイン刷新派の議員がイタリアとの協力強化を要求した（35年5月、7月）。¹⁹

(2) 04年の西仏条約でイフニがスペインに「分割」された後、共和政成立までにスペイン軍によるイフニ占領の企図は少なくとも4回あった。共和政成立後、『アフリカ』は北部モロッコ平定の次はイフニだと何回か新政体に迫った——「モロッコ北部の問題は完全に解決したのに、南部[イフニ]の問題はまだだ」（31年11月）／リーフ戦争の時のように西仏の信頼による行動がイフニ占領に決定的だろう（32年1月）／「スペインの政府が[イフニで]何らかのことをすることを決定する時が来た」、「我らのイフニの領有地を長く放棄していた状況をこれ以上続けられないし、続けるべきではない」（32年7月）／フランス領南部が[フランス軍によって]ほぼ占領されようとしている状況からして、スペインはイフニをどうするか迫られている、現状のままか、占領するか、フランスに譲渡して他の地をフランスから譲渡してもらおうか、いずれかだ（33年3月）。以上の最後の方策に関しては、実際に32年10～11月に、イフニとリオ・デ・オロ（サハラ植民地）をフランスに譲渡し、代わりにスペインはタンジャでより多くの「権利」を得ることで合意しようとの交渉が西仏間でなされたようだ。²⁰

33年8月つまりアサーニャ政権の最末期に、イフニ占領のためにスペイン領の原住民兵部隊（レグラール説とハリファ軍説あり。あるいは両方か）が派遣された。しかしこれは失敗した。同月の国会ではアンダルシア共和主義左翼の議員と連邦共和派の議員などがア

フリカの地での事態について質問した。前者（自らは共産主義者を名乗るようになった）はとくに激しく政府を追及した——同月のフランス外相の来訪は南部モロッコでの共同作戦の準備のためだったのではないか、スペインの派遣軍によってイフニで2人の原住民が死んだということだ、私は「フランス帝国主義」と「モロッコ人民の自由に反してスペイン帝国主義が隠れてやろうとしているあらゆること」に抗議する。しかし政府はイフニでの事態について何も明らかにしなかった。この後にスペイン領サハラ総督となった軍人の報告書によると、33年8月の失敗の主因は2つだった——現地の自称スルターンはスペインの占領を承認したがベルベル系住民がアラブ系のこのスルターンを嫌った、フランスがフランス領南部の完全占領以前のスペインによるイフニ占領をよしとせずこれを妨害した。かくして、スペイン政府はフランス政府に抗議の覚書を送った（33年8月）。翌34年3月に『アフリカ』は、前年8月に起きたことは「征服」のためではない、それは「[イフニの]原住民がスペインをどう見ているかを直接知る」ためだったと開き直った。²¹

まさにこの34年の1～3月、『アフリカ』はイフニ占領を決意する時が来たとのキャンペーンを張り、そのための用兵（原住民兵、外人部隊、メトロポリの志願兵を使え）まで示唆した。33年12月に上記の8月のイフニ占領のために派遣されていた原住民兵のカボ・フビー（スペイン領サハラ植民地の北方にあったスペイン保護領）での反乱事件（1人のスペイン人士官死亡）があり、また34年3月にはギニア植民地で原住民の反抗があったこともイフニ占領を急がせただろう。4月上旬、原住民部長カパスほか数人の軍人がイフニに上陸、その後ただちにセウタからの派遣軍（1,250人のゴマーラのハリーファ軍部隊）が、翌5月にはやはりセウタからのレグラレス部隊（90人）がそれぞれイフニに上陸した（当初には外人部隊の派遣も計画されていたが、実際の派遣はなかったようだ）。現地住民の抵抗はほとんどなかったようだ。4月中旬の国会での急進社会党議員の発言によると、派遣軍側に8人の死者（うち原住民兵5人）が出た（現地住民の当該数字は不詳）。首相レルーはカパスの上陸後ただちにイフニ占領を公にした。カパスはイフニ総督に任命された（同年7月に総督のまま原住民部長に復帰）。前掲のサハラ総督の報告書によれば、カパスの成功は「原住民を非常によく知っていること」と「その政治的能力」によるものだった。実際には今回の成功にはフランス領南部をほぼ平定しつつあったフランスの協力が決定的意味を持った。カパスの上陸直前のスペイン軍参謀本部軍人の報告書によれば、「フランスは[今回は]スペインがイフニ占領を実行することに決定的利害と関心を持っている」、イフニがフランス領南部の「無法者たち」の避難地また武器庫となっているからである、それ故にフランスは「必要なあらゆる便宜」をスペインに与えようとしている。人口約4万のイフニの占領はどんな意義を持っていたのか。まず、「改革後退と反動の2年間」の政府は小さな地の獲得でも対外的また国内向けの威信の発揚の機会としようとした。次に、スペイン領の原住民兵力（それも制度上はスペイン軍の下にないハリーファ軍）が他の植民地の占領のために初めて使用された（形式上、イフニはセウタ、メリーリャと同様のスペイン領土とされた）。さらに、フランス領の

平定とともに、ヨーロッパのいくつかの国家の西北アフリカでの政治的・軍事的戦略再編の契機となった。つまり、スペインはこの地をカナリア諸島またサハラ植民地と一体のものとしてしようとした。英独両国は空海軍ルートにイフニを位置づけようとした（両国ともスペイン政府にイフニでのそれぞれの空海軍基地設営を提起）。フランスもその西アフリカ帝国建設の完成とともにフランス領南部をその航空ルートの1拠点としてしようとした（さらにフランスは、フランス領の平定を急ぎ、その兵力を本国に戻してナチス・ドイツの脅威に対処しようとした）。²²

メトロポリの政治勢力はイフニ占領をめぐる2分された。『エル・ソシャリスタ』は占領を激しく批判した——スペインは「新たな厄介事」に入り込んだ／特定の企業にイフニ開発の独占権が与えられた。4月の国会では前年の選挙で初議席を得たスペイン共産党の議員がアジテーションに近い発言をした——これは「フランス帝国主義と同盟した帝国主義政策の始まりであり、イフニだけでなくスペイン領サハラやリオ・デ・オロの地も占領しようとするものであります」、これは「一種の西の満州国」をつくらうとするものである、兵士にはイフニ行きの拒否を、労働者と農民には兵隊と武器のイフニへの輸送の阻止と「モロッコの解放、イフニの解放、あらゆる被抑圧民族のために闘わん」ことを訴える。急進社会党議員——イフニ占領のための資力は「国内の再建」のために使うのがよいのだ、これは「新たな戦争の企て」をもたらすことになるのではないか。他方、CEDA、スペイン刷新党、カルロス派、農民党の議員はイフニ占領を称賛した。サンタ・クルース・デ・テネリーフェ（カナリア諸島）選出のCEDA議員——イフニはカナリア諸島にとって漁業、空路、海軍戦略の3点で重要である。レルー首相は答えた——イフニはスペインの「主権」の地なのでスペインは占領する権利を持っている、これをどうして帝国主義と言うのか。6月の国会でもほぼ同様のやり取りがなされた。上掲の急進社会党議員——イフニのための予算に反対である、これは「戦争の企て」である、今までアフリカで費やされた資力や財力が「国内再建に向けられていたなら、明らかにスペインの政治と社会の全体的状況は随分と違ったものになっていたであらうでしょう」。上掲の共産党議員——これは「帝国主義的利益」に奉仕する「新たな戦争の冒険」である。首相（サンペル）——「イフニの占領は戦争の企てではありません。それは文明化の事業なのであります」。²³

イフニ占領で協力したとはいえ（あるいは、それ故に）、西仏両国のアフリカでの境界・領土をめぐる交渉はこの後も続いた。それは主にスペイン領とフランス領の境界、イフニとサハラのそれぞれの周辺の境界をめぐるだったが、スペイン側はギニア植民地の拡大も提起した。結局、合意に至らぬまま35年9月に交渉は中断してしまった。この交渉にも見られたが、イフニ占領の成功後スペイン側は北部モロッコの領土・権益要求での姿勢を強めた。まず、タンジャのスペイン領編入あるいはタンジャ憲章の改訂の要求がより声高に叫ばれた。34年6月の国会でリーガの議員が今こそタンジャのスペイン領編入を要求すべきだと政府に迫った。TRも同年10月頃からの主張を繰り返した。35年5月にも国会でスペイン刷新

党の議員が同様の発言をした（フランス領で結成された民族主義者の組織、民族行動委員会 Kutla al-'Amal al Waṭanī はこれに抗議した）。タンジャの編入までは言わなかった主張（いくつかの新聞など）は以下のことを求めた——タンジャ管理委員会の長をスペイン人に、タンジャ国際警察隊だけでなくタンジャ市警察の指揮権もスペイン軍人に、大部分の関税管理をスペインの手中に。AFは、これらのことは23年12月の仏英西協定と28年7月の仏英西伊協定で決まっていることだと反論した。この時期に上掲の主張者たちが沸き立ったのは上の23年協定（24年5月発効）が12年期限だったからだった。結局、35年11月に仏・西の政府は23年協定をさらに12年延長する（効力は48年5月まで）ことで合意した（イギリスもこれを承認）。次に、アルヘシーラス議定書の改訂要求まで現れた。同議定書で両保護領が「門戸開放」とされたのはスペインの貿易にとって不利だ、しかも議定書の規定もかかわらずフランス領への輸出は制限されている、というのがその理由だった。これは33年10月頃からAAが言い出し、35年になるとTRもそれに加わった。たしかに共和政に入ってからスペイン領の全輸入額に占めるスペイン産品の割合は低下した（28年の45%から35年には31%に）。しかしもちろんフランスもイギリスもこれに応ずることはなかった。この期の地中海とアフリカの最重要の国際的イシューだったイタリアのエチオピア侵略に関して、スペインの右派と政府は親イタリアの姿勢を明確にした。上述のスペイン刷新党議員は35年5月また7月の国会でイタリアとの友好を政府に要請した——イタリアの「植民地化能力の前歴と現状」、「西洋文明の原則と利益の防衛のためにイタリアがその他のラテン諸国家と密接に連帯していること」などに則ってスペインの政策を決めよ。イタリア軍のエチオピア侵入が始まった35年10月の翌月の11月の国会でCEDAの陸相ヒル・ロブレスは「ネグスが・・・敵対行動を始めた」と叫んだ。²⁴

(3) 34年10月5日、PSOE主導の革命的行動はセウタとメリーリャではUGTのストライキ宣言に後にCNTも加わったストライキとして始まった。この日と翌6日に両地にストライキ禁止令が出され、6日～7日には戒厳令が布かれた。同月16日にセウタ軍管区司令官は陸相宛電報で、ストライキを続けていたメリーリャの印刷労働者とパン工場労働者も労働復帰したので、両地は「正常に復帰したと見てよい」と報告した。ストライキに加わった多くの労働者が逮捕された（セウタだけで100人以上。ストライキによる後の裁判は51件）。後の11月初旬にTRは保護領への懸念を示した——先のセウタのストライキはスペイン領にまで及んだ、セウタ・テトゥワン鉄道それにスペイン領に行くバスのそれぞれの労働者も参加したからである、スペイン領ではストライキ権は認められていないのだ、これは「保護国家の統治者だけが権限を有する事項への被保護民の介入に等しい」、「原住民プロレタリアートに[ストライキの]見本が広まる」かもしれなかったのだ。²⁵

しかしこのストライキは7日にはメトロポリへの兵員派遣に抗議するストライキともなっていた（メトロポリへの兵員派遣を阻止するためにUGTとCNTが準備した武器・弾薬が発見されたとの政府発表の真偽は不明である）。実際にこの7日には外人部隊の2大隊（兵員数不詳）

がセウタを出てアルヘシーラスに着き、そこからバルセローナに向かった。9日には第2陣の外人部隊（536人）とレグラール部隊（464人）がセウタを出発した（兵員輸送のために郵船が徴発された）。その後15日までに、外人部隊とレグラールだけでなくスペイン兵から成る砲兵隊（350人くらいか）もイベリア半島に向かった。スペイン兵の派遣部隊を率いた1中佐がセウタを出発する際の私的会話で「自分の兵は兄弟たちに発砲することはないだろう」と言ったということで、途中で下船させられ逮捕されることが起きた。また、派遣されたアストゥリアスでは外人部隊の1軍曹が革命派に回った（この軍曹は軍法会議で死刑判決を受け、35年2月に処刑された）。結局メトロポリの革命的行動の鎮圧のために派遣された在モロッコ兵力は約2千となった。イベリア半島各地から集められた武器・弾薬では不足したので、モロッコからも大砲（12門）、砲弾、葉莖がアストゥリアスに送られた。²⁶

レグラール第3セウタ部隊（約600人と推定される）の「戦闘日誌」によると、この部隊が辿った行動は以下だった——10月7～8日：セウタ市内で警備／9日：出港／11日：ヒホン着／12日：オビエドで多くの捕虜をとり、爆薬・弾薬を奪う、市内警備、武器工場占拠、兵営攻撃（1人死亡）／13日：先頭部隊で監獄攻撃、駅占拠、市内警備（以上で2人死亡、5人負傷）、病院占拠、兵営攻撃で多くの捕虜をとる（2人死亡）／14～17日：先頭部隊で戦闘／18日：オビエドへの退却部隊の最後衛／19日：ミエレス占領に参加／20日～11月4日：オビエドで警備／5～14日：ヒホンに移動して警備／15日：出港／19日：セウタ着。以上では、直接の戦闘以外の警備への動員と前衛（退却時には後衛）への用兵が目立つ。この「戦闘日誌」には書かれていないが、後にやや誇張されるきらいはあったとしても、レグラールと外人部隊による捕虜の処刑や身体の切断、強姦、略奪、人質をとる行為が頻繁に起きたことは紛れもない事実である。植民地軍を動員した軍人たちの容認と期待の中で植民地戦争と植民地支配の暴力とその恐怖（略奪は乱捕 *razzia* と同じものと思われた）が初めてメトロポリで発揮されたのである。降伏交渉で革命派の指導者が掲げた条件は報復をしないことと、レグラールと外人部隊の撤退だった。既に見たように、植民地軍はカタルーニャにもやって来た。砲兵隊はレオンにも行った。在アフリカ軍がメトロポリに展開し左派の政治指導者が取監されている中で、アフリカ派軍人の一部は、32年8月の反乱失敗の後にポルトガルに逃亡していたサンフルホをアストゥリアスに呼びまたヤグエが率いていた植民地軍がそこからマドリードまで前進して政府を乗っ取ることを計画した（フランコが今はその時機ではないとして、やめさせたと言う）。34年10月のアストゥリアスの戦闘での原住民兵の犠牲者数は不詳である（レグラール第3部隊についての別の資料では、死者5人（上掲の数字と同）、重傷者6人、軽傷者8人となっている。リーフ戦争時の原住民兵の死傷率よりかなり低いことは間違いない）。²⁷

在モロッコ軍は11月後半～12月末に帰還した。ほぼ全ての現地の当局者が帰還部隊を歓迎するよう呼びかけた。たとえば11月22日のメリーリャ市長代行の布告——明日、「体制に反対する最近の運動の鎮圧を助けるために半島に行っていた」部隊が帰ってくる、この部隊

を迎えに行くように、部隊の行進の際に「本市の親愛と感謝の印として」街頭を飾りつけるように。市長をはじめ市幹部や当地選出の国会議員が先頭になって帰還部隊を迎え、その後には部隊の市中行進、祝賀会、部隊への寄金の呼びかけがなされた。テトゥワンでは歓迎者に高等弁務官と高等弁務官庁の幹部、ハリーフア政府首相、パーシャー（都市部の原住民行政官）、「モーロ人名士」たちが加わった。11月下旬のテトゥワンでの高等弁務官主催の「アストゥリアスの犠牲者に捧げる」集いにはハリーフアも出席した。そこで講演したアストゥリアス出身の1大尉は「祖国は危機にある、スペイン人よ、祖国を救え」との呼びかけに全てのスペイン人が応えたと述べた。²⁸

34年10月になぜ在モロッコ軍部隊がメトロポリに動員されたのか。陸相がアストゥリアスでの鎮圧作戦のためにフランコを顧問として陸軍省に招いたことはよく知られている。その理由は「フランコの軍事上の助言とともに、アストゥリアスに長く住んでいて家族の者もそこに居ることから、首府[オビエド]と鉱山地帯だけでなくこの地域の沿岸や交通の全てをよく知っていた」（陸相）からだった。フランコが植民地軍の動員を進言したとの確証は得られなかった。しかし、アフリカ派軍人としての経歴、本稿でも垣間見た植民地であろうとメトロポリであろうと「反乱」や「共産主義」に対する強硬姿勢、さらに上掲の「軍事上の助言」からしても、フランコの進言があったことはほぼ間違いないだろう。後の陸相の説明は植民地軍動員の真意を述べていると見てよい——イベリア半島の駐屯地から兵を動員すると「その兵が全くなってしまう」、それは（その地で反乱が起きるかもしれない）「困難な時期」には採れない方策である、それに「反乱者と闘うにはどの部隊がよいか」という問題があった、「戦闘の消耗に慣れていず、除隊の時期もすぐに来て、家に戻ることを考えている」徴募兵を使うのはどうかと思った、徴募兵が死ぬと「涙を流すスペインの母親が残される」ことになる、かくして在アフリカの外人部隊とレグラレスに出動を命じた。さらに陸相は11月の国会で答弁した——32年8月にアサーニャがレグラレスをメトロポリに動員したことがあったので植民地軍の動員はこれが「初めてではありません」、「在アフリカ軍の傭兵部隊である外人部隊とレグラレスをスペインに連れてくるのが必要であり不可欠だったのであります」、「この例外的な方策は咎められ非難されるだろうと思ったので」ヤグエには「作法を持って戦争をするように、敵は攻撃するが女性と子どもは大事にして丁重に扱うようにときつく指示したのであります」。陸相はアサーニャに倣ったのだとして自らの方策を正当化した。また、無「作法」な戦争を予期していたのである。²⁹

現地では、在モロッコ軍が果たした役割を誇示して、スペイン領の意義がもっと重視されてよいとの主張が現れた——今回の革命運動の鎮圧で在モロッコ軍は「規律と犠牲の精神とスペインへの支持」でとくに目立っていた、減らされ過ぎたので同軍を増やすのがよい、そうすれば同軍は今回のように「いかなる時でも最大限の成果を挙げるように」なろう、スペイン領は補給基地にもなる、これによって当地の失業も解決できる／スペイン領が平穩だったから「司令部は反乱の本拠地に向けて精鋭部隊を送ることができた」（TR）。メトロポリ

を睨む一大軍事基地としてのスペイン領の意義をもっと高めよ、そのためにスペイン領あるいはセウタ、メリーリャの政治・社会紛争は抑えておくのがよい、ということだろう。³⁰

34年10月に在モロッコ軍総司令官だったゴメス・モラートはメトロポリへのその軍の動員に反対したことで、翌年2月に更迭された。後任にはフランコが任命された（首相レルーは当初フランコを高等弁務官に任命しようとした。大統領アルカラ・サモラがこれに反対した）。フランコは在任中、ハリファ軍とハリファ警察隊を原住民部の管轄から自らの下に移すように要求した。在モロッコ原住民兵力の機動性確保のためだった。5月に新陸相ヒル・ロブレスはフランコの要求を認めた（実施は同年10月）。しかしこの5月にフランコはヒル・ロブレスの下で中央参謀本部長に抜擢された。後任にはモラが任命された。中央参謀本部長フランコは、在イフニおよびスペイン領サハラのスペイン軍事力の管轄権も在モロッコ軍総司令官に付与するよう要求した（35年11月）。「人民戦線選挙」の5日前の翌36年2月、政府はこれを受け入れた。34年10月以後、在モロッコの軍事力はより効果的な編成のもとに置かれたのである。³¹

36年2月選挙の直前、フランコは、選挙の結果による政治情勢の変化によっては在モロッコ軍をメトロポリに動員できる態勢を整えておくようモラに命令した。「反乱」を抑えるために（再び）在モロッコ軍をメトロポリに動員することはフランコにとっては既定の方策だったのである。³²

IV. 人民戦線政府と植民地モロッコ

「人民戦線協定」にはモロッコ保護領に関する言及は何もなかった。36年2月の国会選挙での人民戦線派の勝利の直後に『アフリカ新報』は問うた——「[人民戦線派の]指導者たちは[モロッコについての]見解を明らかにしなかったし、モロッコについては協定でも宣伝でも何も言われなかった。・・・我々がわからないのは[次期政府の]モロッコに関するプランの方向性とその及ぶ範囲である」。この国会選挙ではセウタではPSOE、メリーリャでは共和主義同盟の候補者が当選した（人民戦線期にはセウタとメリーリャの市長に、それぞれスペイン共産党員とPSOE員が就任した）。TRは選挙結果を客観的に報じ、新政府を歓迎も批判もしなかった。『アフリカ』は後の新高等弁務官就任の際に「モロッコを政党間の争いと報復の舞台としてはならない」と注文をつけた。前年12月に辞表を提出していたリコ・アベリーヨの後任には再びモーレスが任命された。ただモーレスは36年5月には内相に転じてしまったので、彼のアフリカの地への赴任の意味はあまりなかった（この後7月の反乱開始まで高等弁務官庁事務局長が暫定高等弁務官を務めた）。在モロッコ軍総司令官にもゴメス・モラートが復帰した。前年12月に総理府の下のモロッコ・植民地総局が復活した。カパスとリコ・アベリーヨ時代に拡大した原住民部の権限は両者の辞任によってまた元に戻さ

れた。³³

人民戦線政府の成立で目新しいことは次の2つだろう。まず、メトロポリで2月に出された「政治的・社会的犯罪」への恩赦法がスペイン領にも適用されたことである（4月）。これによって、09～27年のモロッコ戦争・リーフ戦争中にスペイン軍に抵抗したことで収監されていたモロッコ人が釈放された（人数不祥。数十名くらいか）。次に、再び文民行政監察官を優先するとしたことである（5月）。ただ反乱発生までの期間から見て、この方策の効果はほとんどなかっただろう。今まで述べてきたところから見ると、新政府のモロッコ統治政策はほぼ「改革の2年間」の時のその復活とみなしてよい。ただ、実質上、正式の高等弁務官が不在だったことが、本節冒頭に挙げた『アフリカ新報』が予め問うていたように、新政府自らの統治政策の不在をも表している。³⁴

スペイン領の植民地当局は引き続き民族主義者を監視していた。その結果がメトロポリの総理府に報告された——テトゥワンでの民族主義者の会合で、マドリードから帰って来たトレスは「[スペインの]右派には何も期待できない」、「次の選挙の結果、成立するであろう左派の政府に期待する」と述べた（35年12月）／「農村部で支持者を獲得しようとの[民族主義者の]目論見は・・・非常に危険である」、「危険な芽は、力によって潰すのは適当でないとしても、抑え込めて摘まなければならない」、「かくして、民族主義者には自分たちのどんな要求を実現するにもハリーフア当局に訴える以外に方法はないと思わせなければならない。そうするとハリーフア政府の威信は高まるし、それは我々の利益にもなる」（36年1月）／セウタのPSOEの立候補者がトレスと会った、「トレスは自らの意向の実現のために、次の選挙で左派の勝利を望むと公然と表明している」、立候補者の方はムスリムもいる聴衆の前で「自分が当選すれば、ムスリムの要求が勝ちとれる」と言っている（2月）。以上からは、農村部・部族地域での民族主義者の影響を封ずる＝スペイン植民地当局の完全支配下に置く、原住民の不満をスペインに向かわせないようにする、スペイン政治の原住民への波及を避ける、以上の植民地当局の意図が読みとれる。³⁵

選挙後の植民地当局の報告で注目すべきは以下である——スペイン領ではトレスのように「左派の政策が民族主義が唱えている目的を叶えるだろう」と考えるムスリムがいる、彼らは「以前の左派の時[「改革の2年間」のこと]にも保護領の運営方針が変わらなかったことを疑いもなく忘れているのだ」（2月。ここには人民戦線の政府であろうと軍アフリカが押さえているスペイン領統治を変えることはできないとの自信が示されている）／「[34年10月の]アストゥリアスの事件に関わったレグラレス部隊と外人部隊は解散となる」との噂が流れている（同。34年10月に弾圧された人々が政権を担うことになったので、このような予測が生まれた）。メトロポリの当局もとくにトレスの動きを追った——トレスはマドリードで「極左派」から「極右派」までの政治家と会っている、トレスら民族主義者は4～6月にスペイン領の都市部で何回か集会を開いた（6月か7月）。実際に、メトロポリの選挙直前の36年2月に民族主義者団はフランス領と同じ民族行動委員会を名乗るようになった。委員長はト

レスだった。トレスは新政府が成立すると直ちに上記委員会の行動綱領を政府に提出した（2月。そこでは以前からの要求とともに、スペイン植民地当局がモロッコ戦争・リーフ戦争中の「スペイン派」から選んだ原住民当局者には行政上の能力を欠く者がいることが指摘された）。トレスは3月にはマドリード学芸協会で講演した。7月に上記の行動委員会は、秘密投票、原住民を多数とする、長は評議員から選出される、行政監察官は評議会の決定を覆せない、以上の規則で市町村評議会を再確立するための署名運動を始めた。³⁶

メトロポリでの人民戦線の政府の成立はセウタ、メリーリャ、タンジャさらにはスペイン領でのスペイン人労働者に解放感を与えた。4～7月にこれらの地でストライキや労使紛争が頻発した。暫定高等弁務官はしばしばストライキや示威行動を禁止する布告を出した。TRも『アフリカ新報』も高等弁務官の措置を称賛した。他方でセウタ選出のPSOEの国会議員は国会で、共和政になってスペイン領でも1日8時間労働が確立した、労働者を守り、労働法規を遵守しない経営者を罰せよと政府に要求した。既に見たように、共和政期のスペイン領では多くのモロッコ人が失業状態にあった。それ故に保護国家の人民戦線政府の成立は原住民労働者にも期待を抱かせた。モーレスが首府テトゥワンに到着した3月下旬、労働運動指導者が「スペインと人民戦線の代表としての高等弁務官」を歓迎するとして呼びかけた集會に数千人のスペイン人とモロッコ人の労働者が集まった。そこではモーレスに直接、要求書が手渡された。それは失業者救済、最低賃金保障などを求めている。この集會に警察が介入し、1人の死者と数人の負傷者が出た。やはり既に見たように、スペイン人労働者とモロッコ人労働者の共同はスペインの植民地派が最も恐れたことだった。しかし、セウタとメリーリャの人民戦線派は原住民労働者との協力やモロッコ民族主義者との協力に進もうとはしなかった。³⁷

以上から総括的に言えることは、民族主義者の期待にもかかわらず、人民戦線政府になってもモロッコ統治政策は大きくは変わらなかったことである。現地とくに部族地域では軍人とくにアフリカ派による実質的統治が続いたのである。³⁸ 反乱計画においてスペイン領はどのように位置づけられていたか（とくに原住民兵部隊の動員）、スペイン領での反乱派軍人の活動（少なくとも4月から）、民族行動委員会の指導者たちがモロッコでの反乱準備についてメトロポリの政府に警告していたこと、これらについては筆者の以前の論稿や著作で述べたので、ここでは繰り返さない。³⁹

おわりに

「はじめに」で設定した3課題は本文でほぼ果たされている。ここでは本文で指摘したこともあらためて確認しながら、本稿の総括をこころみ、メトロポリの内戦期への展望も示しておきたい。

第1に、共和政のモロッコ統治は「平定」期をほぼ引き継いだ。主にアフリカ派軍人によるスペイン領の原住民統治に大きな変化はなかった。モロッコは共和政憲法に象徴された「平和主義」の外にあった。共和政の初期の政治指導者の多くは以前は植民地確保・維持より国内再建をと言っていたが、いざ統治者となるとそれを実行できなかった。とくにモロッコを支配する共同植民地国家フランスの植民地派がスペインの政体転換がモロッコに及ぶことを極度に警戒したので、共和政はそれに縛られ、またそれに協力した。⁴⁰

第2に、メトロポリの共和政期にモロッコ民族主義運動は新たな展開を見せた。民族主義者たちは新政体に期待した。民族主義者の要求が一時的に受け入れられたことがあったが、結局、共和政の統治者はそれを拒否した。アフリカ派軍人はもちろん文民高等弁務官もメトロポリの植民地政策当局も一貫して民族運動の敵視・警戒政策をとり続けた。ただ、「改革後退と反動の2年間」にアフリカ派軍人によって民族主義者の取り込み戦略がこころみられたことがあった。この戦略は後に内戦中に本格的に展開されるであろう。⁴¹

第3に、共和政期にはメトロポリでの鎮圧兵力として在モロッコ植民地軍が動員された。とくに34年10月の動員はメトロポリの労働者にモロコ人への敵意を生じさせた。一大兵営としてのモロッコ植民地の役割は内戦期に本格的かつ全面的に発揮されることになる。

以上のことは、アフリカ派軍人たちが共和政の改革への主要な反対者となり、他の反対者たちもアフリカ派軍人たちに結局は実力と兵力を求め、モロッコ植民地を支配しときにその民族主義者たちをうまく操ったアフリカ派軍人たちがモロッコを反乱勢力の拠点とし、そこから実際に従順な兵力を提供し、さらには植民地支配の暴力や暴力性（敵意識と極度の行動主義）をメトロポリにも持ち込むというメトロポリでの内戦に至る不可欠の構図を説明するものであろう。⁴²

注

- 1 AGA, Fondo de África, 15-3, Caja 81-10181, 'Situación General de las Kabilas' ('SGK'), IV-V-31, VII-VIII-IX-31, X-XI-XII-31, X-XI-XII-32. 以下、Caja 81-10175所収のX-XI-XII-33以外の'SGK'は全てこのCaja 81-10181に所収。他の軍人行政監察官の報告では、リーフでは、アブドゥルカリームは変装して既にフランス領に入っていると噂も出回った(MATEO DIESTE, 159)。中部ジバール地域の行政監察官からの報告を要約して34年に出された報告書(以下、『中部ジバール報告書』)でも、報復を恐れてタンジャヤフランス領にいる「不在者」に「許し」を与えるのがよいとされた(Memoria (1934), 202)。
- 2 *El Socialista*, 17-I-33. レユニオン島でアブドゥルカリームを監視していたフランス軍人も、アブドゥルカリームがスペインでの政体転換の知らせに喜んだことを報告していた(日付不明。Pierre FONTAINE, *Abd-el-Krim. Origine de la rébellion nord-africaine* (Paris, 1958), 154; MADARIAGA (2013), 494)。
- 3 Gilles LAFUENTE, *La politique berbère de la France et le nationalisme marocain* (Paris, 1999), 261-263, 267-268; BENJELLOUN (1990), 171-175; MADARIAGA (2013), 219-229; WOLF, 149-158, 181-185; AZAÑA, *Diarios, 1932-1933*, 295.
- 4 'SGK', X-XI-XII-32; AGA, Fondo de África, 15-13, Caja 81-707, 'Rebelión. Intento de sublevación

- de askaris', 21-XII-32; Adelardo FERNÁNDEZ ARIAS, *Visperas de sangre en Marruecos* (Madrid, 1933), 202-214; MADARIAGA (2013), 194-195; MATEO DIESTE, 160-161; AF, I-33, 61-62.
- 5 'SGK', X-XI-XII-32, I-II-III-33; TR, 12-I-33; AF, I-33, 61-63; AZAÑA, *Diarios, 1932-1933*, 119; MADARIAGA (2013), 194-196; MATEO DIESTE, 160-161; CAÑETE ARANDA. 1933年初期に公刊された1ルポルタージュは以下のように観察した——平定以後に在モロッコのスペイン軍が減らされたのでモーロ人たちはスペインがモロッコで弱くなったと見ている、近いうちにモロッコで原住民の反乱が起きるであろう、バブ・タザ事件は「大火の最初の火花」なのである、植民地モロッコは現在「血の前夜」にある (FERNÁNDEZ ARIAS, 17, 59, 88-91, 113, 129, 191-193, 212-213, 287, 291)。
- 6 'SGK', I-II-III-33, IV-V-VI-33, VII-VIII-IX-33, X-XI-XII-33.
- 7 CM, 11-VI-31; PITA(1933), 94-95; TR, 6-III, 30-VI, 6-XII-32; 'SGK', I-II-III-33, IV-V-VI-33, VII-VIII-IX-33, X-XI-XII-33; *Memoria* (1934), 208-209; BENJELLOUN, *Contribution a l'étude du mouvement nationaliste marocain dans l'ancienne zone nord du Maroc* (1930-1956) (These pour le doctorat, Université Hassan II, Rabat, 1983), 99-102; MADARIAGA (2013), 229.
- 8 'SGK', X-XI-XII-32, I-II-III-33, X-XI-XII-33 (他に、IV-V-VI-32にも同趣旨の記述がある); *Memoria* (1934), 199.
- 9 'SGK', VIII-30, IX-30, I-II-III-32, VII-VIII-IX-33.
- 10 *Estampa*, 21-X-30; 'SGK', I-II-III-33; FONTAINE, 150-155; *Intransigent*, 18~25-IX-35; Léon GABRIELLI, *Abd-el-Krim et les événements du Rif (1924-1926)* (Casablanca, 1953), 213-214; TR, 9-VIII-34; GA, 17, 28-VIII-34 (BGFM, XXXVI); MADARIAGA (2009), 489, 491-496. 内戦中のアブドゥルカリームの威信の利用については、深澤「スペイン内戦とモロッコ」上、中、下『人文科学論集』33, 34, 35 (2000-2001), 4. 4. 参照。
- 11 協会の評議員の一人は『アフリカ』にしばしば評論を書いていた。これもこの時期の『アフリカ』の方向喪失を示すものだろう。DSC, 22-IX-31, 22-XII-32 (TRは後者のハエン演説に関心を示した。TR, 6, 7-I-33); AF, IX-31, 586-587, XI-32, 664, VIII-32, 450-451, I-33, 38-40; BENJELLOUN(1990), 202-203; WOLF, 184; *Africa*, III-33, 60; DENÉCHÈRE (1999), 191, 194, 200-201; MADARIAGA (2013), 235-240.
- 12 *Africa*, I-34, 20, III-34, 59-60, XI-34, 199. モーレスの後任にフランコとの噂も流れた。実際にフランコは33年12月に首相レルーと会談した(AF, I-34, 42)。
- 13 *BOZPEM*, 1933, 36 (31-XII), 1934, 18 (5-VII), 20 (20-VII), 24 (31-VIII), 36 (31-XII), 1935, 2 (20-I), 15 (31-V), 24 (31-VIII), 32(20-XI); VILLANOVA (2006), 51-52, 77, 214, 218; Juan PAN-MONTOJO (coord.), *El sueño republicano de Manuel Rico Avello (1886-1936)* (Madrid, 2011), 124; *El Socialista*, 17-I, 28-VIII-34; DSC, 17-I-34; SÁNCHEZ MONTOYA, 157-159; MADARIAGA (2013), 203-209; AZIZA, 124, 128, 168; VILLANOVA (2004), 255-256.
- 14 GA, número extraordinario, I-35, 1, 9; *Africa*, VII-35, 138; 深澤 (2012), 2.1.; Alta Comisaría de España en Marruecos, Delegación de Asuntos Indígenas, *Orientaciones a los interventores en la labor del protectorado en Marruecos* (s.l., 1935); DSC, 5-VI-34.
- 15 同趣旨の発言は25年2月の総理府次官の1雑誌への言明の中にもある。以上、TR, 2-I-34; WOLF, 187; *El Socialista*, 14-IX-34; AF, IX-34, 560, II-35, 119; MADARIAGA (2013), 229. 北アフリカの民族主義についてのこの時期の行政監察官向け冊子でも、本文中の高等弁務官の発言が引用され、また「モロッコでは民族意識 conciencia nacional の覚醒はまだ起きていない」とされた (Angelo GHIRELLI, *El nacionalismo norte marroquí y sus raíces arabo- islámicas* ([1935?], Biblioteca Nacional de España, Sección de África(BN-SA)), 21, 24-25)。
- 16 既に33年7月にアルカスル・アルカビール (アルカサルキビール) で、ユダヤ系住民に対してムスリム住民が反発し、スペイン植民地当局が襲撃される事件が起きていた。'Nacionalismo. Hoja de Información', n.1 (23-VII-34) ~ n. 34 (18-IX-34), AGA, Fondo de África, 15-3, Caja 81-10183; Miguel MARTÍN, *El colonialismo español en Marruecos (1860-1956)* (Paris, 1973), 122-123, 129-130; GA, 31-VII, 1-VIII-34(BGFM, XXXVI); DSC, 12, 18-V-32.
- 17 WOLF, 187-199; BENJELLOUN(1983), 91-94, 103-113; BENJELLOUN, *Etudes d'histoire contemporaine*

- du Maroc* (Zaghouan, 2000), 39-50, 88-89; MADARIAGA (2013), 230-235; Robert MONTAGNE, 'La política africana de España' (1939, BN-SA.原論稿は、*Politique étrangère*, 3-4 (VIII-1938)), 54-55.後の36年2月の(復活した)モロッコ・植民地総局の機密報告でも、トレスのハブー管理相任命は「所期の目的とは異なる結果を生んだ」とされた。ただそれは、『ハヤート』がスペインを攻撃するようになっただけでなく、実入りが良いハリーフア政府の役職を得ようとする民族主義者が増えたからであるとされた (AGA, Fondo de África, 15-3, Caja 81-10199, 25-II-36)。
- 18 *El Socialista*, 4-I, 28, 29, 30-IX-34; *DSC*, 5-VI-34.
- 19 'SGK', I-II-III-33, IV-V-VI-33, VII-VIII-IX-33; *Africa*, I-33, 5, VII-33, 132; Ángel VIÑAS, *Franco, Hitler y el estallido de la guerra civil. Antecedentes y consecuencias* (Madrid, 2001), 134-152, 194-198, 233; *El Socialista*, 27-XII-33, 22-III-34; *AF*, VI-33, 358, IV-34, 252, I-35, 34-36, V-35, 299-302, VI-35, 372, VII-36, 422; *DSC*, 22-V, 24-VII-35.後の36年(6月?)のモロッコ・植民地総局の報告でも、最近ドイツ人が民族主義者の間で活発に宣伝活動をしている、と記されている (AGA, Fondo de África, 15-3, Caja 81-10199, □[日不明]-[VI]-36)。34年10月初旬に『エル・ソシャリスタ』は伝えた——ジブラルタルでスペイン領とイベリア半島のそれぞれの陰謀軍人たちが連絡を取り合っている、右派政治家たちはヒル・ロブレスに権力が渡されないなら軍の援助を得て自分たちがそれをやってのけると言っている (*El Socialista*, 3-X-34)。
- 20 *Africa*, XI-31, 215-216, I-32, 11-13, VII-32, 126, X-32, 196, III-33, 52-53, IV-35, 69, V-35, 98, I-36, 3; *AF*, XI-32, 665-666; Francisco QUINTANA NAVARRO, 'La ocupación de Ifni (1934): Acotaciones a un capítulo de la política africanista de la 2.^a república', *II Aula Canarias y Noroeste de África* (1986)(Las Palmas de Gran Canaria, 1988), 97-98; *DSC*, 5-VI-34; NEILA (2006), 202-204; EGIDO LEÓN (1987), 272-273; DENÉCHÈRE, 'La campagne française de «pacification» dans le sud-Marocain: la question de la coopération militaire espagnole (1931-1934)', *Guerres mondiales et conflits contemporains*, 199 (2001), 96-99.
- 21 González DELEITO, 'La ocupación de Ifni' (1934, BN-SA); *DSC*, 8, 23, 25-VIII-33; *Africa*, VII-33, 128, VIII-33, 157, IX-33, 183, III-34, 47-48; *AF*, IX-33, 524-529, XI-33, 658-659; AZAÑA, *Diarios, 1932-1933*, 415, 418; QUINTANA, 98, 103-104; Manuel CHAVES NOGALES, *Ifni, la última aventura colonial española* (Córdoba, 2012), 84; DENÉCHÈRE (1999), 204-205; DENÉCHÈRE (2001), 100-102; MONJE, 112-113; Jesús M.^a MARTÍNEZ MILÁN, *España en el Sáhara occidental y en la zona sur del protectorado en Marruecos, 1885-1945* (Madrid, 2003), 125-127.
- 22 フランコも首相と会談した際に(注12参照)、イフニ占領を促したようだ。さらに、フランコがイフニ占領部隊を率いるだろうとも言われていた。DELEITO; Gazapo VALDÉS, 'Memoria resumen referente a Ifni' (5-IV-34, BN-SA), Archivo General Militar de Ávila (AGMA), Zona roja (Zr), Legajo (L) 5, Carpeta (C) 3 (Rollo (R) 235), 9-IV-34 (煩雑を避けるために、AGMAの文書については文書名を記さず、日付のみを記す), 9-IV-34; *Africa*, I-34, 10-13, II-34, 38-39, III-34, 48, 57-58; *AF*, I-34, 42, 63-64, III-34, 175-176, IV-34, 224-229, V-34, 298-302, VI-34, 353, VII-34, 421-422, X-34, 607; *El Socialista*, 3-I-34; Alejandro LERROUX, *La pequeña historia. Apuntes para la historia grande vividos y redactados por el autor* (Buenos Aires, 1945), 379-381; CHAVES NOGALES; *DSC*, 19-IV-34; QUINTANA, 105-108, 112; DENÉCHÈRE (1999), 206-209; DENÉCHÈRE (2001), 103-107; MONJE, 113-114; MADARIAGA (2013), 204-205; EGIDO LEÓN (1987), 171, 273, 275-277.33年12月のカボ・フビーでの反乱事件の調査を命じられた軍人の首相への報告書によると、主な反乱原因は以下だった——北部モロッコからの派遣期間が長期となったこと、約束された特別手当の不払い、スペイン人士官による虐待、さらに「[モロッコ]民族主義者の宣伝」(MARTÍNEZ MILÁN, 139-141)。
- 23 *El Socialista*, 10, 11, 13, 15, 18-IV-34; *DSC*, 19-IV, 8-VI-34; EGIDO LEÓN (1987), 274-275.
- 24 攻勢的な対外政策の主張に対して、35年5月の国会で外相(急進党)は、スペインは共和憲法で「攻撃的戦争」を放棄していると言わざるをえなかった。*DSC*, 5-VI-34, 29-I, 17, 22-V, 24-VII, 3-X, 7-XI-35; *TR*, 30, 31-X-34, 6, 13, 16-III, 21-VI-35, 21-V-36; *Africa*, VI-35, 118, VI-36, 104-106; *AF*, IX-33, 538-540, V-34, 301-302, VI-34, 338-339, VII-34, 422, I-35, 37, V-35, 302-303, VI-35, 370, 374-375, IX-35, 573, 575, XI-35, 706, II-36, 125-127, IV-36, 234, VII-36, 409-410;

- QUINTANA, 113-117; AA, III-33, VI-33, X-33, X-XI-34, II-35; *Memoria* (1932), 134-137; Egido León, 'Las reivindicaciones españolas sobre Tánger durante la II República: cuestiones políticas y debate ideológico' / Julio GIL PECHARROMÁN, 'España y el Estrecho en la crisis de Abisinia', *Actas del Congreso Internacional《El estrecho de Gibraltar》Ceuta*, 1987, III(Madrid, 1988); NEILA, 'Marruecos, piedra angular del revisionismo moderado de la II República, 1935-1936', HIPÓLITO DE LA TORRE (coord.), *Portugal, España y Africa en los últimos cien años(IV Jornadas de Estudios Luso-Españoles. Mérida)* (Mérida, 1992); NEILA, 'Revisionismo y reajustes en el Mediterráneo:Tánger en las expectativas de la II república española(1934-1936)', *Hispania*, LII/2, 181(1992), 663-685; NEILA, 'Revisionismo y continuidad en la política colonial del Frente Popular (febrero-julio de 1936)', *AWRAQ*, XV(1994), 34, 43; NEILA (2006), 206-209; DENÉCHÈRE (1999), 209-216; MONJE, 114-125; EGIDO LEÓN (1987), 283-295, 330-365, 407-409; MARTÍNEZ MILÁN, 280-288. エヒード・レオンは、エティオピア戦争に際してのスペイン政府の政策は「イタリアに対する好意的中立の印象」を与えようとするものだったと評している (EGIDO LEÓN (1987), 360)。
- 25 AGMA, Documentación Roja(DR), C16, 1.1.の諸文書; *TR*, 7, 9, 10, 24-X, 1-XI-34; ALARCÓN CABALLERO, 'Ceuta en la revolución de octubre de 1934', *Homenaje al Profesor Carlos Posac Mon*, III (Ceuta, 1998); ALARCÓN CABALLERO (2004), 329; Sánchez Montoya, 162-167.
- 26 AGMA, DR, C16, 1.1.の諸文書/C19, 4.2.の諸文書/Zr, L5, C3(R235), 9-X-34, 12-X-34, 15-X-34; *AF*, XI-34, 692; BGF, XXXVI所収の7-X-34付の紙名不詳フランス語紙; Archivo General Militar de Madrid(AGMM), Historial del Ejército, R13, 47, 'Origen de los Grupos de Regulares' (II-56) /R14, 49, Grupo de Fuerzas Regulares Indígenas, Ceuta número 3, 'Diario de operaciones de los meses de octubre y noviembre de 1934' (s.f.), 51, Grupo de Fuerzas Regulares Indígenas de Infantería de Xauen número 6, 'El Historial del expreso Grupo desde su creación hasta el día de la fecha'(V-46); Diego HIDALGO, *¿Porque fuí lanzado del ministerio de la guerra?* (Madrid, 1934), 30-36; DSC, 7-XI-34; ALARCÓN (1998); SÁNCHEZ MONTOYA, 169-173.
- 27 AGMM, R14, 49, 'Diario de operaciones...'; AGMA, DR, C1, 6.1.-14, 15, 16, C4, 6-3の各文書; *Grupo de Fuerzas Regulares Indígenas de Ceuta, número 3.Año 1935* (s.l., [1935]); José María GIL ROBLES, *No fue posible la paz* (Esplugues de Llobregat, 1968), 712; CARDONA, 205; MADARIAGA (2002), 125-144; BALFOUR, 251-256; NERÍN, 110-111, 265, 277, 286; 深澤 (2009), III.革命派の後の文献は非難する——「モーロ人たち、《この野蛮な部族》は・・・オビエドと全アストゥリアスの労働者に対して向けられた突撃部隊である」、外人部隊にとっては「アフリカでの戦争とアストゥリアスでの戦争に何ら違いはないのである」(Alejandro VALDÉS, *¡¡Asturias!!(Relato vivido de la insurrección de Octubre)* (Valencia, [1935?]), 281-282)。34年10月に停刊となり35年12月に復刊した『エル・ソシャリスタ』はアストゥリアスの革命的な事件の際のレグラレスの残虐行為を糾弾した。たとえば、「モーロ人は女たちを探し求める」(*El Socialista*, 11-I-36)。
- 28 AGMA, DR, C16, 1.1.-57, 61, 62, 64の各文書; *TR*, 20, 23, 24, 27, 30-XI, 29-XII-34; *GA*, 20, 21, 27-XI-34 (BGF, XXXVI); ALARCÓN CABALLERO (1998); SÁNCHEZ MONTOYA, 167, 169; "ASTURIAS". *Discurso del Capitán del Batallón de Cazadores de Africa Nº6, D.FELIX FERNANDEZ DE CASTRO.En la fiesta organizada por S.E.El Alto Comisario D. MANUEL RICO AVELLO a favor de las víctimas de Asturias* (Tetuán, 26-11-1934).
- 29 HIDALGO, 79-81, 83-87; DSC, 7-XI-34.
- 30 BGF, LXX所収の7-XI-34付の紙名不詳のスペイン領内のスペイン語紙; *TR*, 4-XI-34.
- 31 PAN-MONTOJO (coord.), 141-145; *AF*, III-35, 176, IX-35, 572, XI-35, 680; SÁNCHEZ MONTOYA, 173; MARTÍNEZ MILÁN, 152-156; MADARIAGA (2013), 211, 213.
- 32 CARDONA, 227.
- 33 *GA*, 19-II-36(BGF, XXXVII); *TR*, 18, 21, 23-II, 13, 21-III-36; *Africa*, III-36, 48; *BOZPEM*, 1936, 2(20-I); *AF*, XII-35, 760, III-36, 167-168, IV-36, 232-233, V-36, 293; SÁNCHEZ MONTOYA, 226-229, 231-233; *Memoria histórica de la Segunda República Española en Melilla* (Melilla, 2000), xxv; MADARIAGA (2013), 213-218.
- 34 *BOZPEM*, 1936, 10(10-IV), 16(10-VI); VILLANOVA (2006), 55. 実質上、多くのアフリカ派軍人に関

- わるものとなったのは、36年4月の国会で可決された「退役軍人への便宜撤回法」である。首相アサーニャは同法の意図を説明した——32年8月にも多くの退役軍人が反乱に加わっていた、現在も退役軍人が軍内で「破壊的な企て」を広めている、「これを黙って見ているわけにはいかないのです」（DSC, 17, 18-IV-36）。新政府になっても赤道ギニア植民地のフェルナンド・ポーでは「改革後退と反動の2年間」時の総督が更迭されなかった。7月に『エル・ソシヤリスタ』はフェルナンド・ポーの総督を新たに任命することを要求した（*El Socialista*, 3-VII-36）。
- 35 AGA, Fondo de África, 15-3, Caja 81-10199の諸文書。
- 36 注35と同。WOLF, 198-199; BENJELLOUN (1983), 114-119, 124; VILLANOVA (2004), 308; MADARIAGA (2013), 235.
- 37 GA, 25-III, 2-VI-36(後者はBGFM, XXXVII); TR, 3-VI-36; DSC, 11-VI-36; AF, IV-36, 232, 234, VI-36, 351-352, 366-368, VII-36, 421-422; SÁNCHEZ MONTROYA, 249-253; ALARCÓN CABALLERO (2004), 332; MADARIAGA (2013), 217; 深澤 (2000-2001). 2月の選挙の結果を受けてスペイン・モロッコ交易センターの機関誌は評していた——セウタとメリーリャでPSOEの国会議員が選出された（本文にあるようにメリーリャについては誤認）、両市を管轄しているのは高等弁務官だから、新高等弁務官にはPSOEの人が任命されないと両市ではまた紛争が起こるだろう、我々はPSOEの新高等弁務官に反対しない(*España en Africa*, II-36 (BGFM, XXXVIII bis))。
- 38 人民戦線政府の外務省は以前の時期と同様にタンジャでスペインの「権利」拡大にも努めた（NEILA (1994)）。
- 39 以下を参照。深澤 (2000-2001), 1.2., 1.4.; 楠/タマメス/戸門/深澤『スペイン現代史 模索と挑戦の120年』（大修館書店、1999）第3章4; BALFOUR, 262-267. ナドールの行政監察官もスペイン領での反乱準備の進行についてメトロポリの政府に警告していた（Ignacio ALCARAZ CÁNOVAS, *Marruecos y la recuperación de la memoria histórica. Las fosas comunes en el Protectorado* (Madrid, 2011), 38-43)。
- 40 以上の評価はモラーレス・レスカーノの次の基本的主張と重なる——第2共和政は「国際政策」また「植民地政策」を欠いていた（MORALES LEZCANO, 458-459, 461）。
- 41 以上の結論は、第2共和政の外交に関する古典的とも言える著作でエヒード・レオンが述べた次の評価とほぼ一致する——「[とくに「改革の2年間」の]共和政は[モロッコ]原住民の新政体への期待を裏切った」（EGIDO LEÓN (1987), 621）。
- 42 軍アフリカ派はモロッコだけでなくメトロポリをも「植民地化」しようとしたとの見解については以下を参照。BALFOUR, 315-316; NERÍN, 297-299; 深澤(2012), III, 「おわりに」。

* 前号の訂正

63ページ1行目 DENÉCHÈRE → DENÉCHÈRE (1999)

64ページ下から2行目 (Madrid, 1987 (a)) → (Madrid, 1987)

* 本稿作成にあたって参照したが、注記しなかった文献（発行年順）

GARCÍA FIGUERAS, Tomás, *Marruecos (La acción de España en el norte de Africa)* (Madrid, 1941), Caps., XVIII, XIX.

AZZUZ HAKIM, Ibn, *El socialismo español y el nacionalismo marroquí (De 1900 a 1939)* (Málaga, 1978).

EGIDO LEÓN, 'La política exterior de España durante la II República (1931-1936)', *Proserpina*, 1 (1984).

TLLI, Bechir, 'Le mouvement national marocain a la veille de la Deuxième Guerre Mondiale(1932-1937)', *Les Cahiers de Tunisie*, 34(1986).

SALAS LARRAZÁBAL, Ramón, *El Protectorado de España en Marruecos* (Madrid, 1992).

BENJELLOUN, *Pages d'histoire du Maroc. Le patriotisme marocain face au protectorat espagnol* (Rabat, 1993).

MARTÍNEZ MILÁN, 'España en Tarfaya y en el Sáhara occidental (Sagia el Hamra y Río de Oro) 1885-1940', *Hespéris Tamuda*, XXXVI (1998).

CAÑETE ARANDA, 'Repercusiones de las orientaciones panislamistas y panarabistas en el nacimiento del

- nacionalismo político del Norte de Marruecos(1930-1936)', *Hespéris Tamuda*, XXXVI.
- TABERNA GARCÍA, Nuria, 'The Mediterranean in the Foreign Policy of the Second Spanish Republic', REIN (ed.)(1999).
- PENNEL, C.R., *Morocco since 1830.A History* (New York, 2000).
- SALAFRANCA ORTEGA, Jesús F., *El sistema colonial español en África* (Málaga, 2001).
- VILLANOVA, 'La pugna entre militares y civiles por el control de la actividad interventora en el protectorado español en Marruecos (1912-1956)', *Hispania*, LXV/2, 220 (2005).
- MARTÍNEZ REVERTE, Jorge (coord.), *Los militares españoles en la Segunda República* (Madrid, 2012).